

平成30年第4回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

平成30年8月20日(月)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- | | | |
|-----|--------|--|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | | 諸般の報告
(町長招集あいさつ) |
| 第 4 | 報告第 3号 | 平成29年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について |
| 第 5 | 承認第13号 | 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について |
| 第 6 | 議案第64号 | 平成29年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について |
| 第 7 | 議案第65号 | 平成29年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について |
| 第 8 | 議案第66号 | 平成29年度こしの国広域事務組合CATV事業会計の決算認定について |
| 第 9 | 議案第67号 | 平成30年度永平寺町一般会計補正予算について |
| 第10 | 議案第68号 | 平成30年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について |
| 第11 | 議案第69号 | 平成30年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について |
| 第12 | 議案第70号 | 永平寺町観光案内所条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第13 | 諮問第 3号 | 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について |
| 第14 | 諮問第 4号 | 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について |
| 第15 | 陳情第 1号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について |
| 第16 | 陳情第 2号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書採択について |

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（14名）

- 1番 松川正樹君
- 2番 上田誠君
- 3番 中村勘太郎君
- 4番 金元直栄君
- 5番 滝波登喜男君
- 6番 齋藤則男君
- 7番 奥野正司君
- 8番 伊藤博夫君
- 9番 長岡千恵子君
- 10番 川崎直文君
- 11番 酒井和美君
- 12番 酒井秀和君
- 13番 朝井征一郎君
- 14番 江守勲君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

- | | | |
|-------|---|-------|
| 町 | 長 | 河合永充君 |
| 副町 | 長 | 平野信二君 |
| 教育 | 長 | 室秀典君 |
| 消防 | 長 | 朝日光彦君 |
| 総務課 | 長 | 山田孝明君 |
| 財政課 | 長 | 山口真君 |
| 総合政策課 | 長 | 平林竜一君 |
| 会計課 | 長 | 酒井宏明君 |

税 務 課 長	歸 山 英 孝 君
住 民 生 活 課 長	佐々木 利 夫 君
福 祉 保 健 課 長	木 村 勇 樹 君
子 育 て 支 援 課 長	吉 川 貞 夫 君
農 林 課 長	野 崎 俊 也 君
商 工 観 光 課 長	清 水 和 仁 君
建 設 課 長 補 佐	山 口 健 二 君
上 下 水 道 課 長	原 武 史 君
上 志 比 支 所 長	森 近 秀 之 君
学 校 教 育 課 長	清 水 昭 博 君
生 涯 学 習 課 長	坂 下 和 夫 君
国 体 推 進 課 長	家 根 孝 二 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	川 上 昇 司 君
書 記	竹 内 啓 二 君
書 記	宇 野 美 智 子 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（江守 勲君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る8月13日、町長より平成30年第4回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましては、ご参集をいただき、ご健勝にて一堂に会し、ここに本会議が開会できますことを心より厚く御礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長並びに各課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどよろしくお願ひします。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより平成30年第4回永平寺町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（江守 勲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、3番、中村君、4番、金元君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日、8月20日から9月7日までの19日間としたいと思ひます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日、8月20日から9月7日までの19日間に決定しました。

～日程第3 諸般の報告～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

諸会合への出席状況報告書を皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほど、お願いいたします。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告にかえさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） おはようございます。

平成30年第4回永平寺町議会定例会の開会に当たり、町政運営の所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要につきましてご説明いたします。

暦の上では立秋が過ぎ、水田の稲穂も色づき始め、収穫の季節を迎えようとしておりますが、まだまだ厳しい暑さが続いております。

議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心からお喜びを申し上げます。本定例会のご案内をさせていただきましたところ、ご参集賜り、厚く御礼申し上げます。

まず、さきの臨時会におきまして、議長、副議長を初め、委員会の構成が新たにってから初めての定例会となります。活発な議論によって、議会と行政の協働を推進し、住民理解と住民主体のまちづくりを展開していくことが大切でありますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、去る8月11日に、永平寺門前まちなみ整備事業完成記念式典を挙行させていただきました。関係者の皆様におかれましては、お忙しいところにもかかわらずご出席賜り、まことにありがとうございます。式典当日の観光案内所の取材映像はNHK国際放送で海外放映されたとのことで、ZENブランドへの関心が高まっているあらわれだと考えております。

また、本事業の完成が、大本山永平寺に象徴される禅の里のみならず、本町全体が魅力あるまち、心の観光地として認知をいただき、福井しあわせ元気国体・元気大会を初め、東京オリンピックの開催、さらには北陸新幹線の福井延伸や中部縦貫自動車道の整備といった大きな催しや高速交通網の整備にあわせ施策を推進し、本町の観光や経済へ大きな効果を生み出していきたいと考えております。

今週土曜日、25日には、町の夏の風物詩であります九頭竜フェスティバル・永平寺大燈籠ながしが、皆様のご協力のもと、永平寺河川公園で開催されます。県内外から訪れる観光客の皆様を初め、町民の皆様にも会場に足を運んでいただき、幻想的にゆらりゆらりと川面を流れる灯籠の光の帯を見ていただきたいと思います。お待ちしております。

それでは、本定例会に提出いたします議案等について申し上げます。

まず、平成29年度財政健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、実質公債費比率を初めとする5つの財政指標について報告させていただくものです。

次に、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認につきましては、水道管破損、漏水による個人所有施設への損害について、相手方と損害賠償の額について示談が成立したことに伴うものであります。

次に、平成29年度一般会計、特別会計、上水道事業会計の決算認定につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、議会に決算の認定をお願いするものであります。

平成29年度こしの国広域事務組合CATV事業会計の決算認定につきましては、平成30年3月31日付で解散したこしの国広域事務組合のCATV事業会計につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、議会に決算の認定をお願いするものであります。

続いて、補正予算について申し上げます。

まず、一般会計補正予算につきましては、総務費で、平成30年7月豪雨災害への義援金、町内の空き家を解体撤去する経費への補助金、上志比支所建てかえに係る実施設計業務に係る経費などを計上しております。

民生費では、地域包括ケアシステムの構築に向け、その中核的施設として位置づける町立診療所の建築工事費等を計上しております。

農林水産業費では、いちほまれ有機・特別栽培米の品質向上を図るための経費に係る補助、園芸農業への転換を図るための機械整備に係る補助など、収益性向上を支援するための補助金等を計上しております。

土木費では、2月の豪雪による修繕箇所の追加分や、今後の除雪体制の強化を図る取り組みを予算化しております。

これらにより、一般会計補正予算の総額は2億2,576万9,000円となった次第でございます。これら歳出の財源となります歳入につきましては、県支

出金、財政調整基金繰入金により措置をしております。

国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、国民健康保険の制度改正に伴うシステム改修に要する費用及び過年度分国庫支出金等の精算による返還金を計上しております。

農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、松岡地区の農業集落排水区域において、住宅の新築による公共ます設置工事費を計上しております。

永平寺町観光案内所条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

永平寺町観光案内所の一部を改正につきましては、観光客の利便性を高めるため、観光案内所内にロッカーを設置すること、観光案内所内の地域交流室について、今後の利活用を推進するため所要の改正をお願いするものです。

最後に、12月に任期満了となります永平寺町人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見をお願いするものであります。

以上、定例会に提案いたします議案等について、その概要を申し上げましたが、詳細につきましては上程の際にご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会の開会に当たり、所信の一端を申し上げましたが、議員各位におかれましては、さらなる町政発展に向けて一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

～日程第4 報告第3号 平成29年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第4、報告第3号、平成29年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました報告第3号、平成29年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成29年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告につきましては、法律の規定に基づき、実質公債費比率を初めとする5つの指標を公表するものであり、平成29年度決算における本町の状況は健全な団体としていずれも国が定める基準以内となっております。

今後も積極的に行政改革を進め、引き続き健全な財政運営に努めてまいりた

いと考えております。

以上、報告第3号の提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては、この後、担当課長からご説明いたします。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） それでは、報告第3号、平成29年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について、補足説明をさせていただきます。

議案書の2ページをお願いいたします。

平成29年度永平寺町財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、監査委員の意見を付して議会へ報告するものでございます。

永平寺町財政健全化判断比率等については、財政健全化法に規定された基準比率に応じて、自治体の財政健全度合いを5つの指標を用いてあらわされるものであります。本町の指標は本年も、国の定める早期健全化基準、財政再生基準の2段階の基準をいずれも下回っており、健全団体の基準内となっております。

5つの指標についてご説明申し上げます。

実質赤字比率につきましては、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化して、財政運営の悪化の度合いを示すものであります。黒字となっており問題はないと判断されます。

次に、連結実質赤字比率につきましては、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体として赤字の度合いを指標化して、財政運営の悪化の度合いを示すものであります。一般会計、特別会計、企業会計、いずれも黒字となっており問題はないと判断されます。

次に、実質公債費比率につきましては、借入金の返済及びこれに準ずる額の大きさを指標化して、自治体の収入に対する負債返済の割合及び資金繰りの程度を示すものであります。本町におきましては、地方債の借り入れの返済金並びに一部事務組合が起こした本町分の公債費及び上水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業会計への繰出金等が対象となります。また、実質公債費比率は、平成27年度から29年度までの3カ年の平均であらわされるものでございます。平成29年度の実質公債費比率は8.5%となり、昨年の9.8%と比較しますと1.3ポイント下がっております。

将来負担比率につきましては、地方公共団体の一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等で、現時点での残高を指標化して、将来の財政を圧

迫する可能性の度合いを示すものでございます。一般会計の起債現在高、債務負担行為、一部事務組合が起こした本町分の起債残高、全職員の退職手当支給予定額など、将来にわたって抱えている負債が対象となります。平成29年度の将来負担比率は22.1%となり、昨年の20.4%と比較しますと1.7ポイント上がっております。

次に、公営企業における資金不足比率につきましては、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものでございます。上水道事業会計や下水道事業会計などの実質収支額の赤字及び資金不足はなく、全ての会計で黒字となっており問題はないと判断されます。

なお、議案書の3ページから4ページにつきましては、7月19日に実施しました平成29年度永平寺町財政健全化判断比率等の審査結果と意見について、監査委員より提出されたものであります。

以上、平成29年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告とさせていただきます。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、滝波議員。

○5番（滝波登喜男君） 特にこの数値に云々ということではないんですが、一般的な質問ということで取り扱っていただければいいんですが。

財政健全化判断比率ということで、将来的にも大丈夫ですよというようなことが数値で出てくるんだろうと思うんですけども。

ただ、この赤字ということでは、最近非常に関心事でありました、ことしの豪雪による福井市の赤字に転落したということでもあります。不測の事態ということでもあるかもわかりませんが、こういった健全化の数値がどこまで信憑性があるのかなというところがある意味問われるわけなんです。例えば福井市の例なんかをとりますと、本町においてはああいう不測の事態にどこまで耐えられるのかということとか、あるいはこの数値、福井市も健全だったんですよというような数値を示していたのか。何かその辺の見解があったらお願いしたいと思います。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 福井市の事情についてはちょっと把握しておりませんの

で、申しわけないですけれども。

ただ、今回の豪雪につきましては、永平寺町も例年になく支出がございました。ご存じのとおり、豪雪にかかった経費といたしまして、全体として約4億2,000万。そして、そのうち、国からの補助金あるいは特別交付税等がございますが、それらを除いた一般財源といたしましては、3億3,000万ぐらいが例年よりもたくさんかかった経費ということになります。

ただ、永平寺町の場合は、それによって、例えば財政調整基金を取り崩すとかそういった措置はとらずに、そういった取り崩しをせずに賄うことができたということでございます。一つの理由としましては、昨年度まで臨時財政対策債の借入れを見合わせていたんですが、今回はその臨時財政対策債も借入れるということで、その分が例年よりも一般財源として収入がありましたので、そういったことも含めて何とかこの臨時の多額の費用を賄うことができたということになります。

そういう意味では、今回の財政健全化判断比率についてもそれほど大きな影響はなく過ぎているというような現状でございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

以上で報告第3号、平成29年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告についてを終わります。

～日程第5 承認第13号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第5、承認第13号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第13号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

損害賠償の額を定めることの専決処分の承認につきましては、水道管の破損、漏水による個人所有施設への損害に対して、相手方との示談が成立したことに伴い、8月8日に損害賠償の額を専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により議会の承認をお願いするものです。

以上、承認第13号の提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては、この後、担当課長からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（山田孝明君） ご説明を申し上げます。

議案書5ページ、6ページをごらんください。

損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についてを説明させていただきます。

水道管の破損、漏水による個人所有施設への損害に対して、相手方と地方自治法に規定する示談が成立し、同条第13項に規定する損害賠償の額を定め、早急に損害賠償金を支払う必要がありますので、同法179条第1項の規定により、8月8日付で専決処分をいたしました。

事故の概要は、6ページをお願いします。

事故発生年月日は、平成29年11月13日。

事故発生場所は、永平寺町花谷3字33番6、個人所有物置小屋。

3、事故の概要でございますが、平成25年4月14日に、当該箇所が面する区道に埋設されている水道管が破損し大規模な漏水が発生したことに伴い、当該物置小屋下部の土砂が流出し空洞化したことが原因により物置小屋の土間コンクリートが陥没しました。

事故の種別、物損事故。

5番目としまして、損害賠償の額は27万円でございます。これは27万円の10割、全額でございます。

以上、損害賠償の額を定めることの専決処分の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第13号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についての件は原

案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第6 議案第64号 平成29年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について～

～日程第7 議案第65号 平成29年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について～

～日程第8 議案第66号 平成29年度こしの国広域事務組合CATV事業会計の決算認定について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第6、議案第64号、平成29年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についてから日程第8、議案第66号、平成29年度こしの国広域事務組合CATV事業会計の決算認定についての3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま一括上程いただきました議案第64号、平成29年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についてから議案第66号、平成29年度こしの国広域事務組合CATV事業会計の決算認定についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

議案第64号、平成29年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定、議案第65号、平成29年度上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定につきましては、地方自治法第233条の規定に基づきまして決算書を調製し、監査委員の決算審査を受けた後、監査委員の意見を付しまして議会に提出し、認定をお願いするものであります。

議案第66号、平成29年度こしの国広域事務組合CATV事業会計の決算認定につきましては、平成30年3月31日をもってこしの国広域事務組合が解散いたしましたので、地方自治法第292条において準用する地方自治法施行令第5条第3項の規定に基づき監査委員の意見書を付しまして、組合を構成していた市町の議会に提出し、認定をお願いするものでございます。

以上、議案第64号から議案第66号までの提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第 9 議案第 67 号 平成 30 年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第 10 議案第 68 号 平成 30 年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第 11 議案第 69 号 平成 30 年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第 9、議案第 67 号、平成 30 年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第 11、議案第 69 号、平成 30 年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの 3 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第 67 号、平成 30 年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第 69 号、平成 30 年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

議案第 67 号、平成 30 年度永平寺町一般会計補正予算について、歳出の主なものを申し上げます。

総務費では、上志比支所建てかえに係る実施設計業務を計上し、上志比地区の皆さんの意見を聞きながら、新しい支所の姿を具体化してまいります。

民生費では、地域包括ケアシステムの構築に向け、その中核的施設として位置づける町立診療所の建築工事費等を計上しております。

農林水産業費では、いちほまれ有機・特別栽培拡大事業など、収益性向上を支援する補助金等を計上しております。

土木費では、2 月豪雪による修繕箇所の追加分や、今後の除雪体制の強化を図る取り組みを予算化しております。

これらにより、一般会計補正予算の総額は 2 億 2,576 万 9,000 円となった次第でございます。これら歳出の財源となります歳入では、県支出金及び基金繰入金により措置をしております。

次に、議案第 68 号、永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について申し上げます。

制度改正に伴うシステム改修に要する費用及び過年度分国庫支出金等の返還金

を計上しております。

次に、議案第69号、永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。

松岡地区の農業集落排水区域において、住宅の新築による公共ます設置工事費を計上しております。

以上、議案第67号から議案第69号までの提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第12 議案第70号 永平寺町観光案内所条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第12、議案第70号、永平寺町観光案内所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第70号、永平寺町観光案内所条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、8月議会にてご決議いただきました永平寺町観光案内所条例において、施設の一部を使用することに関して条例の一部を改正する必要性が生じたので、上程するものでございます。

以上、議案第70号の提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） 補足説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（清水和仁君） それでは、議案第70号、永平寺町観光案内所条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

議案書の129ページをお願いします。

まず、今回の改正点につきましては、さきの臨時議会にてご決議をいただきました永平寺町観光案内所条例でございますけれども、今回の改正の要点としましては、地域交流室及びコインロッカーの使用に関するの条文を追加させていただきました。既に制定された部分は基本的に全てそのまま、第6条の次に4条分

を加えるものとなっております。

それでは、第10条を14条とし、第7条から第9条までを4条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の4条を加えさせていただくということでございます。

第7条、使用許可でございますが、地域交流室の使用に関して、あらかじめ町長の許可を受けることを上げてございます。

第8条においては使用の制限ということで、使用申請の審査における基準となる事項を上げております。

第9条、使用料では、使用料は別に定めるとしております。

次ページの別表をごらんください。

地域交流室及びコインロッカーの使用料として、地域交流室は使用1時間当たり180円、コインロッカーは1回の使用で200円としております。

同ページ最上段の第10条でございますが、使用料の減免について明記をいたしました。

条例制定後すぐの改正となりましたことについては、おわびを申し上げたいというふうに思います。

以上、簡単でございますけれども、議案第70号に関する補足説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） ちょっといろいろ見ていて、新たに今度加えられた条例のことと前の条例の関係で、この新旧対照表を見てちょっと感じているところがあるのでお聞きしますけれども。

1つは、入所の制限というのが第6条にありますよね。第7条は使用許可、その下に、今度8条には使用の制限というのがあるんですね。入所の制限と使用の制限の、ちょっと違いというんですかね、意味合いがよく似ているのかなと思いつつ。

もし、ここで使用制限を上げるとすれば、第8条に。本当は入所の制限というのは、いわゆる使用許可の後、第6条と7条が入れかわるか、8条の後あたりに来るのが普通でないかなと思う。順番の問題でちょっと感じるところがあるのが2つ目ね。

3つ目は、使用許可で、町長の許可を受けなければならないというんか、これは何を想定してのことなのかというのをちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（清水和仁君） まずもって、使用と入所ということに関して、大きな意味合いの違いは基本的にはないと思っておるんですけども、基本的には施設の全体の入所というふうな意味合いもございます。また、使用に関しては、今回、コインロッカーと地域交流室ですか、という部屋というふうなことでございますので、部屋の使用というふうなことが基本、中心となるとは思いますが、全体的な施設のことということも上がるのかなというふうに思います。

それから、町長の減免のことですかね。

○4番（金元直栄君） いや、何を想定してのことなのか。

○商工観光課長（清水和仁君） 町長の許可ですか。

特に一般的な施設であれば町長の許可を受けるということになっているので、一応ここに、使用の制限等で上げられたような、特に問題があるかどうかというふうなことで判断するというので、特段の理由といたしますか、審査条件としては特にはないと思っております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 基本的にこの内容が悪いとか言ってるわけではないんです。

ただ、何を想定されているのかなということがいまいち。いわゆる前につくった6条と今回の8条との関係で言うと、ほぼ同じような内容ですね。だから「使用及び入所の制限」みたいな形で合わせてつくったほうがよかったのかなと思っ
ているところでね、特別な、何か意味があるのかなということでお聞きしたんや。入所の制限というのは別の条項でありながら、なおかつ使用許可と使用の制限というがあるので、特別な何か目的があるからこうされたのかなと思っ
ての質問でしたんですけど、どうでしょう。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（清水和仁君） 今回の第8条については、基本的には地域交流室のことを中心に考えてのことでございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） もう一度お尋ねします。なぜ使用料を取ろうというんか、なぜ取ろうとするようになったのかと。

この地域交流室、恐らくこれ占用した場合ですね。あれスペースが小さい、占用するんですけど、どういうことを、占用して使用料を取るような活動なんか、想定されたことがあればお教え願います。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（清水和仁君） 当初、条例を制定するような場合に検討した中では、観光案内所というのは基本的に、名称的には一般的に貸し出すような施設ではないなというふうな思いを持っておりました。ただ、名称も地域交流室というふうな形で皆さんに使っていただく的な部屋というふうな名称もついています。

しかしながら、管理の中で、無人化というふうなところで管理ができるのか。当然セキュリティもかけていたりとか、いうふうなこともございますので、そういうふうな一般的な使用が、言うところ公民館的な、といいますか部屋貸し的な業務ができるのかというふうな部分もございまして、何らかのときに、イベントであるとかそういうふうなときには使うことはあると思いますけれども、一般的な部屋貸し的な使用は余り考えられないかというふうなところでございました。

しかしながら、昨今、有人化といいますか、案内係を設けていけるかもというふうな、収入のこともいろいろありまして、そういった中ではそういうふうな部屋をお貸しするという業務もできるようなことも考えられるかというふうなことで、今回、実を言いますと抜け落ちておりましたコインロッカーの使用料を上げさせていただくのと一緒に料金を設定させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） ちょっと今、案内係を置ける可能性があるという。全協の説明では、観光協会が前向きに検討しているというところを指しておっしゃっているのか、それともボランティアガイド的な案内係をとすることを想定しているのか。

それと、この条例には指定管理というのが後々考えてるようなことも書いてありますが、その指定管理と今想定している案内係、ボランティアあるいは観光協会、どこがイコールになるような考え方をお持ちなのか。ちょっと先が余りわか

らないんですよ。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（清水和仁君） まずもって、有人化、案内係につきましては、どれも全て可能性といいますか、門前観光協会の皆さんが、全時間、全日程ではないにしろ、何らか案内をしたいというふうなことを考えていただいているのも事実でございます。ただ、まだ確定はしてございません。

また、別に観光案内所の収入もある程度見込めるようなことになってきたことも含めて、その料金といいますかそれを門前観光協会の皆さんに委託をするのか、または別に、役場といいますか町が係を置くのか、そこまではまだ確定はしていません。いずれにしても、収入がどの程度本当に見込める、めどが立つのかどうかというのも勘案しながら検討していきたいというふうに思っております。ですので、今のところはまだ確定したものではないので、そういうふうな見込みが考えられるというふうなところでご理解いただければというふうに思います。

なお、指定管理につきましても、今後、近い将来ではないかもしれませんが、指定管理を検討していく可能性があるかもしれないということで上げさせていただいた程度のもので、今のところはすぐには考えてございません。

以上です。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 本来、観光案内所を設置しますと、やはり人がいて、今いろいろな形がありますが、いろいろな点で、町がやりますと、そのランニングコスト、例えば、試算も皆様にお示ししておりますが、年間、人件費だけで1,000万を超える、そういったことにもなってきます。やはりこれから持続可能な観光案内所にしていくために、まずIoTを導入させていただいたこと、そして次、またある程度収益も見込めるようになってきましたので、その収益を人という点に持っていきたいなと思っております。

それともう一つは、やはりいろんな観光案内所を見に行きますと役場が運営しているというところは実は余りなくて、その団体さんとかいろいろな方々がやっています。商工観光課もいろいろな方に声をかけて皆さんと一緒にやっていってるんですが、なかなか忙しい時間に入っていただける方がいない、そういった状況もあるようです。この件につきましては、やはりしっかりと観光の団体の皆さん、それと語り部の会の皆さんとかいろんな方がこの観光所を使って何とかしていきたいという、そういった思いを、役場と一緒に思いをつくっていくことも大

事かなと思っておりますので、しっかりとこれから取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） 今、新しく4条がつけ加わりまして、地域交流室の使用につきまして、使用許可、制限、使用料等々が定められましたが、これ最初の設計上から、もうここの地域交流室に該当する部分はこういう名前でしたのでしょうか、それとも違う名前をつけていらっしやったのでしょうか。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（清水和仁君） 設計当初のときにはA I コンシェルジュとかはありませんでしたので、事務室という名前で、案内係が休憩したりとかそういうふうな部屋というふうな位置づけでしたけれども、無人化の方針を打ち出したというところで、それでは事務室では話が合わないというふうなことも含めまして、地域交流室というふうな形の部屋の名前にしたということでございます。

今回も、それに関してはしばらく前の話でございますので、前回、条例をお示ししたときには既に地域交流室の名前になってございました。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

（「ちょっと暫時休憩にして」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午前10時44分 休憩）

（午前10時48分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで議案第70号、永平寺町観光案内所条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

第2審議に付す案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 本件について第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第70号、永平寺町観光案内所条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第13 諮問第3号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第13、諮問第3号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました諮問第3号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書131ページから132ページをお開きください。

永平寺町人権擁護委員1名が平成30年12月31日をもって任期満了、退任となるため、永平寺町岩野第1号9番地、岩田眞弓氏を候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

岩田氏は、長きにわたり教員としてご活躍され、人権擁護に理解があり、人格、識見も高く、広く社会の実情に通じ、委員として適任であり、これまでの知識を生かし、人権活動に手腕を発揮していただけるものと期待しております。

以上、諮問第3号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、岩田眞弓君を適任とすることです。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、岩田眞弓君を適任とすることに決定しました。

暫時休憩します。

（午前10時50分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配付しました意見のとおり答申することと決定しました。

～日程第14 諮問第4号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第14、諮問第4号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました諮問第4号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書133ページから134ページをお開きください。

永平寺町人権擁護委員1名が平成30年12月31日をもって任期満了、退任

となるため、永平寺町山王第30号71番地、清水満氏を候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

清水氏は、昭和52年から長きにわたり永平寺町役場職員として勤務され、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任であり、これまでの行政事務経験等を生かし、人権活動に手腕を発揮していただけるものと期待しております。

以上、諮問第4号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、清水満君を適任とすることです。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第4号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、清水満君を適任とすることに決定しました。

暫時休憩します。

（午前10時54分 休憩）

（午前10時54分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第4号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

～日程第15 陳情第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について～

～日程第16 陳情第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書採択について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第15、陳情第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択について及び日程第16、陳情第2号、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書採択についての2件を一括議題とします。

この陳情書は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により、総務産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号及び陳情第2号を陳情文書表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第17 議員派遣の件～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思います。なお、派遣期間、派遣場所、派遣議員等の変更については、議長に一任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

暫時休憩いたします。

（午前10時56分 休憩）

（午前10時56分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日は、これをもって散会します。

なお、あす8月21日から26日までを休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、あす8月21日から8月26日までを休会とします。

8月27日は午後1時より本会議を開催しますので、ご参集のほどよろしくお願ひします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午前10時57分 散会)